



笑顔を導く結婚カウンセラーに

良縁会 仲人研修

法律編

開業時 準備すること

◆屋号

◆代表者名または担当者名

◆住所 例：NG X 愛知県名古屋市中区富士見町

OK O 愛知県名古屋市中区富士見町13-22

◆電話

◆メールアドレス

◆営業時間/定休日 (相談所向けと会員向け分けて設定しても大丈夫です)

◆料金設定

◆書類の作成 (良縁会提供のひな形を自社用に修正)

書類のひな形はネットクラブ「業務ツール」**赤枠部分**よりダウンロードが可能です。



The screenshot shows the 'Good Match System' website interface. At the top, there is a navigation bar with the良縁会 logo, user ID AD039-01 Rエージェンシー様, and a 'Return to Head Office' button. Below the navigation bar are several menu buttons: '会員検索' (Member Search), 'お見合管理' (Arrangement Management), '会員登録' (Member Registration), '会員管理' (Member Management), 'パーティー' (Party), 'マイページ' (My Page), '業務ツール' (Business Tools), and '相談室検索' (Consultation Room Search). A red box and arrow highlight the '業務ツール' button. The main content area includes sections for 'Information' (with 'NEW!' status for 2019/08/29 and 2019/07/31), 'Arrangement New Arrivals' (with buttons for 'Receive', 'Send', 'Arrangement', and 'Communication'), 'Important Notifications' (empty), and a 'Calendar' for September 2019.

「お金の定義を明確にする」提供サービス内容の明確化

- ・入会金
- ・登録料
- ・月会費
- ・お見合い料
- ・成婚料
- プロフィール作成、事務手続き
- システム登録
- システム利用料、会員サポート、仲人推薦、カウンセリング
- セッティング、同席・引き合せの交通費
- 成婚が決まった時の料金、仮交際・真剣交際時のサポート費

特定商取引法とは

特定商取引法とは

結婚情報サービスは特定継続的役務提供者となります。

特定継続的役務提供の定義

1. 契約期間：2ヶ月を超える
2. 契約金（入会金等）：5万円を超える

知っておくべき3つのポイント

① 勧誘、契約締結後の禁止事項

著しく事実と違う（誇大広告の禁止）

ホームページ、営業用パンフレット、広告又は宣伝等において、会員数や成婚者数等の具体的な数値、会員の職業などの属性等を掲載する場合は、その基準日を表示すること。

また、根拠として相当であると認められる資料等を備え、認証機関からの要求に応じ提出できるようにしていること。

嘘の説明や故意に事実を告げない（不実告知による勧誘、契約締結後の禁止）

人を不安にさせたり困らせる行為（威迫・困惑の勧誘、契約締結後の行為）

② 契約上の制限 詳細15ページ

③ 事業者の義務 概要書面、契約書面の交付が義務付けられている。

概要書面：契約の締結前に渡さなければならない。

契約書面：契約の締結を行ったその場で渡さなければならない。

※概要書面、契約書の読み合わせは対面でしなくても大丈夫です。

しかしお客様の「聞いていない」「知らなかった」を防止する意味でも読み合わせを行った方がいいでしょう。
読み合わせは「電話」や「オンライン」でも構わない。

電話、オンラインで読み合わせする場合の注意点

書類を2部（原本2部）用意し、お客様に2部とも郵送する。

その上で読み合わせをすると、捺印場所の説明などスムーズに行えます。

契約上の制限

1. クーリングオフが可能

契約から一定期間であれば、理由を問わず、無条件に契約の解除ができる制度。

契約書面交付から8日間 郵送での書面交付は注意が必要！会員様の手元に届いてから8日間



【注意】嘘をついたり、困らせたりしてクーリングオフを妨害した場合には、8日間を過ぎてもクーリングオフが可能。
また契約書面を交付しない場合、いつでもクーリングオフが可能となります。

●電子契約はダメなの？

2022年6月1日より施行された改正特定商取引法により、概要書面・契約書面の電磁的方法による提供が可能になりました。 詳細は別紙:JLCA通信

クーリングオフの返金

クーリングオフがなされた場合は、既にサービスが開始している場合を含め、すでに受領されている金銭については、速やかに全額返金していること。

クーリングオフの手続き

クーリング・オフの申し出があった場合、直ちにこれを認め、申出の受け付けから返金までの処理を記載した文書を作成し、書面または電子記録で頂くこと。また、電話で受け付けた場合は日時等を記録し、保管すること。

2. 中途解約が可能

【重要事項】契約前、契約時、中途解約ができるとの説明を行って下さい。

クーリングオフ期間が過ぎても、理由を問わず中途解約ができます。

月会費等もしくは月会費等に相当すると認められる前受け費用について、サービスの未経過月数分は全額返金することになっていること。

中途解約の手続き

中途解約の申し出があった場合、迅速かつ確実な処理と社内手続きのため、申出の受け付けから清算金の返金までの処理を記載した文書を作成し、記録として保管すること。
この際、清算金の積算明細を、記載した書面を中途解約申し出た者に交付することとし、その書面も併せて記録として保管すること。

3. 中途解約時の返金額について

- ・サービス提供開始前：3万円
- ・サービス提供開始後：「2万円」または「契約残額※の20%に相当する額」のいずれか低い額

「既に提供されたサービスの対価に相当する額」を算定するにあたって、
「既にサービスを提供した」かどうかの判断は社会通念上相当なものであること。

月会費の場合は、計算式を覚える必要はありません。

返金額の事例	・入会金	：30,000円	・年間活動サポート費	：60,000円
	・登録料	：20,000円	・成婚料	：120,000円
	・お見合い料	：5,000円		

●入会時費用:30,000円(入会金)+20,000円(登録料)+60,000円(年間活動サポート費)=110,000円

サービス提供開始前なら…

1返金額として相談所が3万円請求できる。 $110,000\text{円}-30,000\text{円}=80,000\text{円}$ (返金額)

サービス提供開始後3ヶ月活動なら…

(入会金+登録料はサービス提供後のため返金なし)

$60,000\text{円}-15,000\text{円}$ (年間活動サポート費を月割り)= $45,000\text{円}$ $45,000\text{円} \times 20\% = 9,000\text{円}$

※返金額は残金20%または2万円のどちらか低い額

9,000円は20,000円より低い額のため9,000円を適用する。

$15,000\text{円}$ (活動した月会費3ヶ月分)+ $9,000\text{円}$ = $24,000\text{円}$

※相談所が請求できる返金額は24,000円

$60,000\text{円}-24,000\text{円}=36,000\text{円}$ (返金額)

書類の作成、書類の使用方法

【重要な書類】

- ・概要書面 —— 締結するに当たって知っておくべき必要な情報を提供するものです。
- ・会員契約書 —— 双方が行った契約を証明する文書となります。
- ・会員サービス利用規約 — 会員の禁止事項などが記載されている。

きちんと書類が
できているか
不安だな

書類の青文字部分を自社用に修正します。

書類作成後、上記書類を一度読んで確認してみましょう。

- ・事務局に書類チェックを依頼する場合の費用：11,000円（税込）

概要書面の交付

契約前に交付して重要事項を確認してもらう。

契約を締結するに当たって知っておくべき必要な情報を提供するものです。

サービス内容等の説明とあわせて交付することになります。

交付したことの確認として契約希望者の署名をもらい、必ず記録として複写書面を保管すること。



契約書、会員サービス利用規約の交付

できるだけ契約の締結を行ったその場で交付すること。

契約を締結したときには、特定商取引法の規定に基づき、契約者に対し遅滞なく契約書面、会員サービス利用規約を交付し、説明すること。

説明の後、確認として署名をもらい、かならず記録として複写書面を保管すること。

※収入印紙は必要ありません。

1. 書類の使用時の注意点

書類の使用時、赤文字の部分は赤文字で印刷を行ってください。

必ず記載内容を説明して、ご納得の上で入会して頂きます。

2. 会員に契約書を渡す場合の注意点

複写（コピー）を相談所が保有。原本を会員に渡しましょう。

割賦販売とは

クレジットやショッピング・ローンを利用して分割払いでの契約



親族でも親しい友人だとしても適当な契約をしない！
口約束だけでお世話をするのはトラブルの元です。
概要書面、契約書面、サービス利用規約を必ず説明し交わして下さい。



使用の流れ

1. 概要書面の説明、説明後チェックBOXにチェックを入れる。
2. 概要書面に署名、捺印。本書を会員に渡す。複写を相談所が保管。
3. 契約書、会員サービス利用規約の説明と署名、捺印。
契約書本書を会員に渡す。複写を相談所が保管。
4. 反社会的勢力排除に関する誓約書に署名、捺印。相談所のみが保管する。
5. 概要書面、契約書、会員サービス利用規約の本書は、契約を行ったその場で渡す。
※オンラインで読み合わせをする場合は、事前に書類を郵送しておく。
6. 必要書類提出時、入会時必要書類確認表に預かった日付を記載
7. 成婚退会時、成婚退会届に署名、捺印。※退会時は必要ありません。
8. 個人情報の返却・破棄 入会時必要書類確認表に返却日、破棄日を記載し、
会員に署名、捺印。

参考 契約書の保管期限

通常の契約に基づく履行義務は一般的な債権として消滅時効が10年になりますので、万が一のことを考えれば、一般論として契約書は10年間、保管することをお勧めします。



参考 オンラインでの契約

オンラインでの契約も可能

契約の流れ：郵送による契約締結（書面の交付）オンライン入会業務の流れと注意点 良縁システム内「業務ツール」⇒「ダウンロード資料」⇒「お知らせ」



概要書面、契約書

対面でなくても電話やオンラインでの説明でもOK

書類の印鑑について

契印とは

「契印」は、契約書が複数ページになったときに、そのページの連續性を示すために押される印鑑です。署名に押したものと同じ印鑑を使用する。

上が甲、下が乙

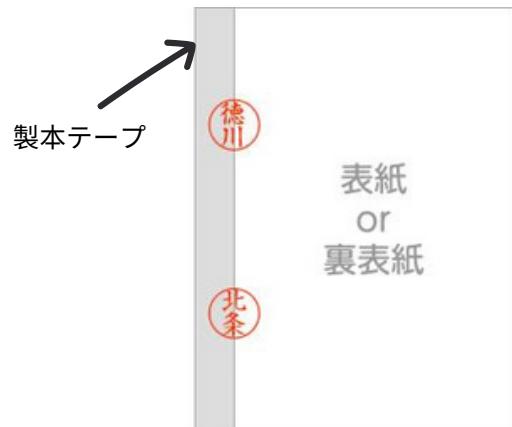


参照元: <https://www.hankoya.com/untiku/keiin.html>

契印の押し方

ホチキスで止めた契約書は、すべてのページの見開きに押します。

製本テープと書類の紙にまたがるようにして印鑑を押します。



参照元: <https://www.hankoya.com/untiku/keiin.html>

割印とは

原本と写しなど2部以上の契約書を作った場合に、それらの文書の整合性がとれていること、または関連があることを示すために押される印鑑です。

割印を押すときに使う印鑑は、署名・押印に使った印鑑と同じでなくても良い。

左が甲、右が乙



参照元: <https://www.hankoya.com/untiku/keiin.html>



概要書面、契約書は全部読む必要があるの？

法的には読まなくてもOKです。

ただし、「聞いてない」「説明してもらっていない」とならないように、重要なポイントは説明して下さい。

●お金に関すること

- ・費用と額
- ・何のための費用か
- ・クーリングオフと中途解約
- ・ペナルティの発生理由と金額など

●サービス内容に関すること

- ・提供されるサービス
- ・こちらがやってあげること
- ・自分（会員）がやらなければいけないこと

個人情報について

個人情報の取り扱いに関する法律は、5,000名を超える個人情報をもつ事業者が対象でしたが、平成29年4月より **1件でも個人情報を取扱う事業者**は全て個人情報保護法の対象となります。

個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の**個人を識別することができるもの** (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

良縁会指定の個人情報保護方針の交付

概要書面を渡す際、一緒にお渡し下さい。

重要 個人情報に関して、守るべき4つのルール



① 取得、利用

- 利用目的を特定し、その範囲内で利用する。
その際、**利用目的はできるだけ具体的に公表しましょう。**
個人情報を取得する際に本人に通知する必要があります。
- 当初の利用目的の範囲を超えて利用する場合は、
あらかじめ本人の同意を得る取り扱いであること。
- 個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めていること。

② 保管

- 漏洩等が生じないよう、安全に管理する。
業者・委託先にも安全管理を徹底する必要があります。

③ 提供

- 第三者に提供する場合は、**あらかじめ本人の同意を得る。**
本人確認時に入手した情報については、紹介相手方に開示する情報の範囲について説明を行い、本人の許可なく紹介相手などに開示しないこと。
- 基本的な記録事項は、以下のとおりです。記録の保存期間は原則3年です。

【提供した場合】

「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したかについて記録しなければなりません。

【提供を受けた場合】

「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかの記録に加えて、「相手方の取得経緯」についても記録しなければなりません。

④ 開示請求への対応

- 本人から自己の個人情報の開示や利用目的の開示を求められたときは、遅滞なく開示していること。
- **本人から個人情報の内容の訂正、追加、削除を求められた場合**には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行っていること。
- 契約が終了した顧客の個人データは、一定期間後に抹消する等の措置が講じられていること。
その期間は顧客に明示すること。

■マイナンバーについて

マイナンバーは絶対に預からないで下さい。

■オンラインお見合いにて、個人情報を扱う際の注意点

「オンラインお見合いガイドライン」と注意事項をご覧ください。

交際・お見合い時の注意点

お見合い時の伝え事項

「お伝え事項」は、どこかのタイミングでお相手に伝えないと
いけません。

どのタイミングで伝えるかは会員様に決めてもらいましょう。



相談所は顧客の基本的人権を尊重し、それらを侵害する恐れのある**人種、民族、国籍、宗教、信条、思想、犯罪歴、病歴等**が含まれた情報は、原則として取り扱わないこと。また、基本的人権を侵害する恐れがあるような表現や表示は行わないこと。

【伝えるタイミング例】

- ・お見合い申込み時に伝える
- ・お見合いを受けるときに伝える
- ・お見合い後、仮交際に進みたい人だけに伝える
- ・仮交際がある程度、進んでから伝える



会員のフルネーム

基本的にお見合い時点では**名字のみ**にする。

勤務先、卒業学校名など個人が特定される情報

記載しない、提供しない。記載例：会社員、自営業など。大学卒、高校卒など。

問合せても、教えてもらえないことが多いです。

他の相談所から、会員について問い合わせがあったら？

「聞きたいことは、本人に直接聞いてください」と伝える方が無難です。

会員、相談所間同士のやり取りは原則、システム内のメッセージ機能を使用

■ お見合い日時、場所の設定時

※システム機能：オンラインお見合いのURLを設定することも可能

■ 会員名や電話番号交換を伝える場合

システム機能「個人情報交換ツール」

■ お見合い結果

システム機能「通信欄」を活用 日ごろの会員サポートなどは、LINEやメールでOKです。



情報の破棄を忘れずに！

■ 自会員にも徹底！お見合い相手の情報破棄も忘れずに！

交際終了後、お相手情報の破棄 LINEに関しては友だちを削除（ブロック）



▼プロフィールを紙で渡すことは、今は行いません。

プロフィール・身上書の返却 **（貸し出す際は会員個人情報の借用誓約書を使用する）**

▼LINEで送る場合 会員様、相談所ともに

画像を直ぐに削除

■ 相談所とトラブルになった場合

良縁システム（ネットクラブ）を通して「お見合いが成立」した案件のみ良縁会が対応

入会時必要書類

本人確認方法

契約希望者が本人である旨を確認するために、公的な証明書を用いて、氏名・住所・生年月日を確認すること。

公的な証明書としては、**健康保険証**、**運転免許証**、**住民票**、**パスポートの写し**など、契約希望者が提出を希望するいずれかの証明書を用いて確認し、**その写しを記録として保管すること**。



独身証明の方法（独身証明書）

契約希望者に、独身である旨を証明する書面の提出を求め**その写しを記録として保管すること**。

独身である旨を確認する書面は「**独身証明（市町村長が発行する証明であって、民法の規定による重婚の禁止に抵触しない旨の証明）**」とし、**戸籍謄本の提出を契約条件にはしないこと**。

戸籍謄本を預からないのは、なぜ？ ⇒ 個人の情報量が多く記載されているため。

■ 独身証明書はどこで取得するの？

役所での申請・手渡し、もしくは郵送での申請・入手が可能です。・本籍がある役所（市役所・町村役場）の窓口・役所へ行くことが難しい場合は、郵送での申請も可能

■ その他、各種証明書類の取得と保管

最終学歴、職業については、**卒業証明書（大卒以上）**、**在職証明書（一部上場企業勤務など）**、**収入証明書（源泉徴収票でも可）**等の写しを取得し、保管していること。

資格や免許を要する職業の場合は、その証明書の写しを取得し、保管していること。

なお、証明書の提出の際には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させること。

■自営業の年収は原則、確定申告の年収を記載

ざっくり計算でプロフィールに記載しない。お金の話しが1番トラブルの元！

税金対策をしている確定申告の数字を記載してしまうと、年収が下がってしまうため、お見合いが組めなくなってしまいます。その場合、プロフィール内コメント（相談室より）欄等でPRして下さい。

年収と年商の違いを理解しておきましょう。

年収：経費を引いた一年間の利益

年商：事業の一年間の売上高



•会員登録時の注意点

書類が全て揃ってからシステムに登録して下さい。

お金欲しさに、書類が揃っていない段階から、とりあえず登録させて活動を開始させることはトラブルの元です。

悪質な場合は、罰金などのペナルティが発生してしまいます。

参考

トラブル事例

クーリングオフ前に登録し、お見合いが成立してしまった。



その後、クーリングオフを申請された。

⇒ クーリングオフの期間は理由問わず全額返金となります。

ですので、お見合いをキャンセルする場合、相談所様がキャンセル料をご負担することとなります。※法律上、会員様には請求することはできません。

▼登録するタイミングのオススメ

書類が全て揃って、クーリングオフの期限が過ぎてから登録する。

マル適マークについて

良縁会ではマル適マークの取得を推奨しております。

毎月オンラインにて事例も踏まえた法律に関する勉強会を開催しております。



こんな方におすすめ

「結婚相談所に関する法律をより深く勉強したい」

「トラブルになったときに相談する場所が欲しい」

「契約書など、書類やに関する相談をしたい」



●オンライン説明会を開催

当日は

- ・マル適マーク CMSとは
- ・審査の内容は？
- ・事前の準備は？
- ・「落ちる」はあるの？

等々、マル適マーク自体の説明から、
実際の審査に関する内容まで詳しくお話しさせていただきます。

●費用について

審査費用合計 88,000円（税込）

認証費用（月額）：917円（税込）

取得には条件（結婚相談所業を1年以上運営している）が御座いますのでご注意ください。

▼問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本ライフデザインカウンセラー協会（J L C A） TEL:070-5468-0918